

新富町職員の飲酒運転・交通事故・交通法規違反について

次のとおり、新富町職員の飲酒運転・交通事故・交通法規違反について公表します。

1 被処分者の所属等

所 属	役職名	年 齢	性 別
教育委員会 生涯学習課	主任主事	28 歳	男性

2 処分年月日 令和 6 年 7 月 10 日（水）

3 処分内容 懲戒処分 免職

4 処分事由

令和 6 年 6 月 24 日（月）の深夜に町外の飲食店で飲酒後、自家用車内で 5 時間程度仮眠を取り、令和 6 年 6 月 25 日（火）7 時頃、帰宅途中に国道 10 号でセンターラインをはみ出し、対向車と衝突し、運転手に怪我を負わせた。当該職員は重傷、相手は軽傷を負った。搬送時のアルコール検査の結果、当該職員から基準値を超えるアルコールが検知された。

この行為は、職の信用を失墜させるとともに全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。

【新富町長のコメント】

本事案は、法令遵守はもとより町民の模範となるべき公務員としてあるまじき行為であり、町民の皆様の信頼を大きく損ねたことに、心より深くお詫びを申し上げます。

今後、職員の綱紀粛正、法令遵守を徹底し、再発防止と町民の信頼回復に努めてまいります。

新富町長 小嶋 崇嗣

< 本件に関するお問い合わせ先 >
新富町役場 総務課 冠地
電話 0983-33-6002